

地球温暖化対策条例関係自治体各位

事 務 連 絡
平成 3 1 年 3 月 1 8 日
経 済 産 業 省 ・ 環 境 省

温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例における
事業者の行政手続コスト削減について（依頼）

標記の件については、「規制・制度改革に係る方針」（平成 2 3 年 4 月 8 日閣議決定）や内閣府の「規制改革ホットライン」において、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）、地球温暖化対策条例に係る報告様式等の整合性が規制改革事項・要望の一つとして取り上げられており、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、地球温暖化対策条例について、可能な範囲で省エネ法及び温対法との整合に留意するよう、別添の事務連絡（平成 2 3 年 4 月 2 8 日付け・平成 2 6 年 6 月 2 0 日付け）により、関係自治体へ依頼を行いました。

これらに加え、昨年 6 月 2 5 日付けで内閣府の「行政手続部会」より、省エネ法・温対法と地球温暖化対策条例の報告における「報告様式の標準様式化・電子化の実現」について指摘を受けており、今後、「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、当該報告を共通のインターフェースで行うことができるシステムの構築及び当該システムに対応した共通様式の作成を検討しているところです。他方、当該システムの設計及び構築には時間を要するため、それまでの間の措置として、地球温暖化対策条例の関係自治体に対して、事業者の負担軽減に配慮していただくよう今年度中に協力を依頼することといたしました。

つきましては、条例は地方自治法における自治事務として制定されているものではありませんが、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量等の報告に関する条例について、引き続き、次の点について御留意下さいますようお願いいたします。

【留意点】

- ・ 事業者負担の軽減に配慮すること（対応例 1・2 については、電子的な提出についても検討すること）
 - （対応例 1）条例で報告を求めている項目のうち、省エネ法定期報告書及び温対法報告書と重複する項目については、当該報告書を添付すればよいこととする（重複しない項目があれば、条例上の様式に記入した提出は必要）（※ 1）。
 - （対応例 2）アプリを活用し、省エネ法報告書から報告先の地方自治体の区域分のみを切り分けた報告書で足りる項目については当該報告書を提出すればよいこととする（それでは足りない項目があれば、条例上の様式に記入した提出は必要）。【別紙参照】
 - ・ 既存の法体系との整合性を確保すること（※ 2）
 - ・ 必要に応じて経済産業省・環境省へ事前相談すること
- ※ 1 省エネ法・温対法の様式だけでなく、他の自治体条例の様式についても同じ。
- ※ 2 既存の法体系との整合性を確保するに当たり留意する点
- 報告対象者の要件、報告事項・報告様式、報告時期、算定方法・排出係数 等

【参考】

- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく定期報告書制度
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度
<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>
- ・ 地球温暖化対策条例の例
http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/document/lg_system
http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/document/lg_system2

【相談窓口】

省 エ ネ 法：経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
電話：03-3501-9726

温 対 法：経済産業省 産業技術環境局 環境経済室
電話：03-3501-1770
環境省 大臣官房 環境計画課
電話：03-5521-8232
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
電話：03-5521-8249

地球温暖化対策条例関係自治体各位

事務連絡
平成26年6月20日
経済産業省
環境省

温室効果ガス排出量等の報告に関する法令と条例との整合性の確保について（依頼）

標記の件については、「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日閣議決定）において、「温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化」が規制・制度改革事項の一つとして掲げられ、「事業者負担の軽減に向けて、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行う」こととされたことから、平成23年4月28日付けで、別添1により、関係自治体へ依頼を行いました。

本年3月13日付けで内閣府の「規制改革ホットライン」に同旨の規制改革要望が寄せられ、報告の作成・提出に係る事業者の負担軽減の観点から、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量等の報告に関する条例の制定又は改正を行おうとする自治体について、可能な範囲で省エネ法との整合性に留意するよう、今夏までに要請することといたしました。

つきましては、条例は地方自治法における自治事務として制定されているものではありませんが、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量等の報告に関して条例の制定又は改正を行おうとする自治体におかれましては、引き続き、次の点について御留意下さいますようお願いいたします。

- ・事業者負担の軽減に配慮すること
- ・既存の法体系との整合性を確保すること（※）
- ・必要に応じて経済産業省・環境省へ事前相談すること

※既存の法体系との整合性を確保するに当たり留意する点

報告対象者の要件、報告事項・報告様式、報告時期、算定方法・排出係数 等

【参考】エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく定期報告書制度

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/ninushi/

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>

自治体の報告制度の例 http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/document/lg_system

http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/document/lg_system2

【相談窓口】

温対法 経済産業省 産業技術環境局 環境経済室

電話：03-3501-1679

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課

電話：03-5521-8249

省エネ法 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課

電話：03-3501-9726

温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化について

平成 23 年 4 月 28 日
経済産業省・環境省

行政刷新会議の下の「規制・制度改革に関する分科会」における検討等を踏まえ、平成 23 年 4 月 8 日に「規制・制度改革に係る方針」が閣議決定されました。

この中で、「温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化」が規制・制度改革事項の一つとして掲げられ、「事業者負担の軽減に向けて、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行う。」こととされました。

つきましては、温室効果ガス排出量、エネルギー消費量等の報告に関して条例の制定又は改正を行おうとする自治体におかれましては、次の点にご留意下さいますようお願いいたします。

- ・ 事業者負担の軽減に配慮すること
- ・ 既存の法体系との整合性が図られるよう留意すること
- ・ 必要に応じて経済産業省・環境省へ事前相談すること

【相談窓口】

経済産業省

産業技術環境局環境経済室 （電話 03-3501-1679）

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー対策課 （電話 03-3501-9726）

環境省

地球環境局地球温暖化対策課 （電話 03-5521-8249）

(参考)

○「規制・制度改革に係る方針」(平成 23 年 4 月 8 日閣議決定)別紙 4 頁より
抜粋

【グリーンイノベーション ⑧】

規制・制度改革事項	温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化
規制・制度改革の概要	・ 事業者負担の軽減に向けて、エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行う。〈平成 23 年度中措置〉
所管省庁	経済産業省、環境省

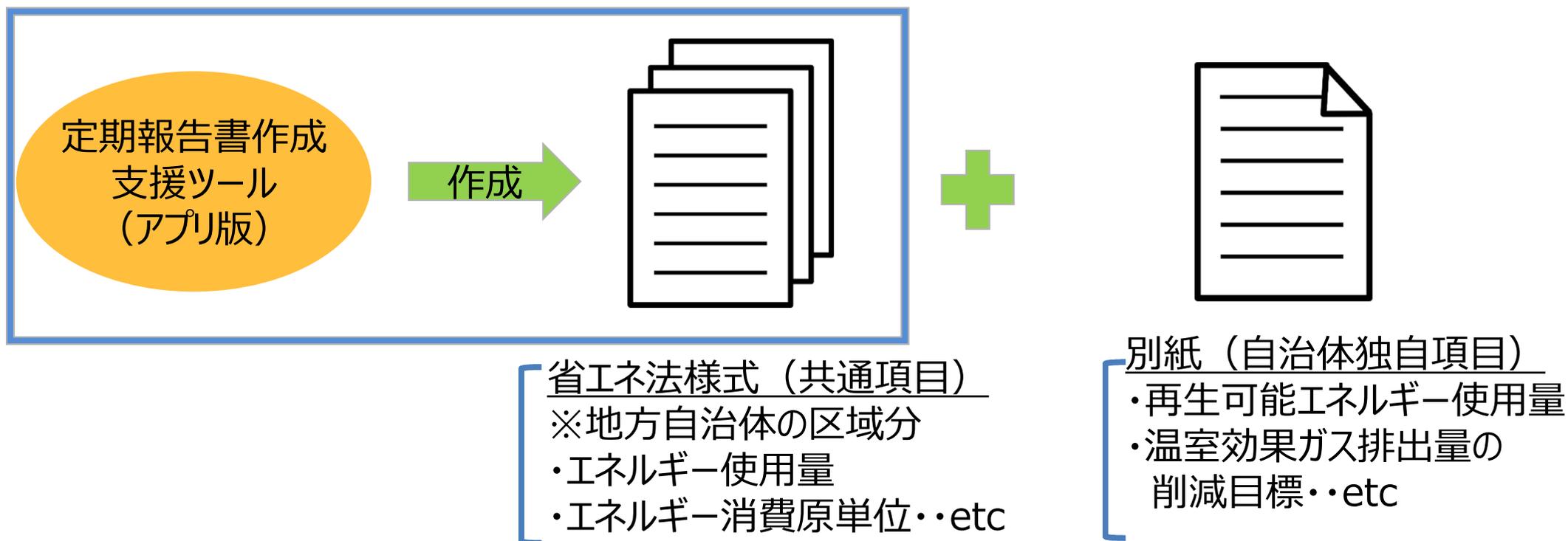
【別紙】

省エネ法定定期報告書作成支援ツールを利用した 地球温暖化対策条例に基づく報告書の作成について

報告書作成の負担軽減について

- ・省エネ法定期報告書から報告先の地方自治体の区域分のみを切り分けた報告書の作成イメージは、以下のとおり。

なお、定期報告書作成支援ツール（アプリ版）を利用すれば、地方自治体の範囲の定期報告書が容易に作成可能。



作成手順

<前提条件>

- ・省エネ法定定期報告書を作成支援ツール（アプリ版）を利用して、A県用の報告書を作成する。
- ・下記都道府県に工場等を持つ事業者とする。

A工場 : A県

B工場 : A県

C事務所 : A県

D工場 : B県

E工場 : B県

F事務所 : B県

<全体手順>

- ①国の省エネ法定定期報告書を作成し、XMLファイルを出力
- ②出力したXMLファイルから、A県の事業所データ分のみを選択し、取り込み
- ③当該事業所データが合計された特定表（A県用の報告書）を出力

作成手順

① 定期報告書作成支援ツール（アプリ版）にて 省エネ法に基づく定期報告書を作成し、XMLファイルを出力

定期報告書作成支援ツール

基本情報入力 エネルギー使用量入力 その他の情報入力 プレビュー 報告書出力

提出年月日
平成31年 3月 4日

事業者登録
〇〇製鉄株式会社

事業所ごとの登録
A工場
B工場
C事務所
D工場
E工場
F事務所

エネルギー管理指定工場等の場合
各事業所(工場・事業場)ごとに、必ずA欄・B欄の両方を記入してください。

エネルギー管理指定工場等以外の事業所の場合
事業所ごとに A欄を必ず記入 してください(B欄は記入不要)。
※エネルギー管理指定工場に指定されていない(かつエネルギー使用量が1500kWh(原油換算)以上となっている)事業所は、B欄の事業所の郵便番号、住所を記入してください。

ただし、以下の①～③の条件をすべて満たす事業所については、まとめて登録可能です。
①各事業所のエネルギー使用量がいずれも1500kWh(原油換算)
②各事業所の主たる事業が、いずれも同じ産業分類(再分類番号)
③各事業所のエネルギーの使用と密接な関係を持つ直が、いずれも同じ項目かつ同じ単位

A

事業所名:

前回定期報告から事業所の名称が変更(になっている場合は以下に記入してください(変更がない場合は空欄としてください))
変更前名称: クリア

当該事業所の主たる事業(日本標準産業分類細分類):

細分類番号: 検索 総分類番号(半角)を入力して「検索」をクリックすると、事業の名称が表示されます。
事業の名称:



定期報告書作成支援ツール

基本情報入力 エネルギー使用量入力 その他の情報入力 プレビュー 報告書出力

提出前チェック
提出書類の出力

保存用データの出力

必要事項は全て入力されていますので、「定期報告書」の出力が可能です。

1. 提出先を選択してください。

全提出先
 関東経済産業局長

※「その他の情報登録」で登録した提出先がリストになっています。
※提出先ごとにフォルダを作成します。提出先以外は同じ内容のものが作成されます。

2. 出力する定期報告書を選択してください。(上で指定した提出先フォルダの下に作成します)

特定-第1表～第12表 (1ファイル出力されます)
指定-第1表～第10表 (事業所単位のファイルが出力されます)
 全事業所

A工場_未指定工場
 B工場_未指定工場
 C事務所_未指定工場
 D工場_未指定工場
 E工場_未指定工場
 F事務所_未指定工場

XMLファイルに出力 PDFファイルに出力 CSVファイルに出力

正確を期するため、XML形式での報告を推奨しています。
PDFファイルでの提出、PDFを印刷して表書き印字押印してデータベースの提出も受け付けています。
入力した情報を自社で利用したい場合はこちらをお使いください。

関東経済産業局長

名前	更新日時	種類	サイズ
0000000_特定表(AP)_提出.xml	2019/03/04 19:31	XMLドキュメント	26 KB
A工場_未指定工場情報(AP)_提出.xml	2019/03/04 19:31	XMLドキュメント	24 KB
B工場_未指定工場情報(AP)_提出.xml	2019/03/04 19:31	XMLドキュメント	24 KB
C事務所_未指定工場情報(AP)_提出.xml	2019/03/04 19:31	XMLドキュメント	24 KB
D工場_未指定工場情報(AP)_提出.xml	2019/03/04 19:31	XMLドキュメント	24 KB
E工場_未指定工場情報(AP)_提出.xml	2019/03/04 19:31	XMLドキュメント	24 KB
F事務所_未指定工場情報(AP)_提出.xml	2019/03/04 19:31	XMLドキュメント	24 KB



作成手順

②定期報告書作成支援ツール（アプリ版）にて
「V4以降のXMLからインポートして開く」より、

①で出力した特定表とA県の事業所データのみ取り込み

定期報告書作成支援ツール v5.3
平成29年度実績報告用
(平成30年度提出用)

必要な情報を入力し、定期報告書を自動作成します。
エネルギー使用量やCO₂排出量は、自動で計算・集計します。
プレビュー機能やチェック機能で誤記入や記入漏れを防止します。

適切な報告書作成・事務作業の低減をサポート！

ステップ1
「1. 情報入力」
定期報告書の様式に沿って情報を入力

ステップ2
「2. プレビューで確認」
プレビュー画面で入力内容を確認

ステップ3
「3. 報告書出力」
提出用の定期報告書データを出力

作成開始

係数等設定情報の更新について

(*)特定表と指定表、または、特定表を選択してください。

制作/著作 資源エネルギー庁
Version 5.3.00000

名前	更新日時	種類	サイズ
0000000_特定表(AP)_提出.xml	2019/03/04 19:31	XMLドキュメント	26 KB
A工場_未指定工場情報(AP)_提出.xml	2019/03/04 19:31	XMLドキュメント	24 KB
B工場_未指定工場情報(AP)_提出.xml	2019/03/04 19:31	XMLドキュメント	24 KB
C事務所_未指定工場情報(AP)_提出.xml	2019/03/04 19:31	XMLドキュメント	24 KB
D工場_未指定工場情報(AP)_提出.xml	2019/03/04 19:31	XMLドキュメント	24 KB
E工場_未指定工場情報(AP)_提出.xml	2019/03/04 19:31	XMLドキュメント	24 KB
F事務所_未指定工場情報(AP)_提出.xml	2019/03/04 19:31	XMLドキュメント	24 KB

定期報告書作成支援ツール

基本情報入力 エネルギー使用量入力 その他の情報入力 プレビュー 報告書出力

提出年月日 平成31年 3月 4日

事業者登録 OO製鉄株式会社

事業所ごと登録 A工場 B工場 C事務所

代表者: 役職名 地方自治体用
氏名 地方自治体用

商標又は商号(特定連環化事業者のみ記入):

特定事業者番号又は特定連環化事業者番号(7桁):
(半角入力)
※経済産業局から通知された市の指定番号を入力

特定排出者番号(9桁):
(半角入力)
※環境省EPRで特定排出者番号を検索可能

当該事業者の主たる事業(日本標準産業分類種別):

終了

作成手順

③提出先等の必要項目を記載し、特定表を出力
なお、特定表は、A県の事業所データが合計されており、
A県用の報告書となる。

定期報告書作成支援ツール

基本情報入力 エネルギー-使用量入力 **その他の情報入力** プレビュー 報告書出力

提出先登録

提出先登録
定期報告書の提出先を登録してください。
提出先を入力し、「追加」ボタンをクリックすると、提出先リストに表示されます。
リストから消去する場合は、「取り除く」ボタンをクリックしてください。

～提出先登録～
1. 経済産業局長(必須)のみ →①より入力
2. 特定-12表(経済産業大臣)以外が記載されている →②より入力

<①提出先が経済産業局(必須)のみの場合>
経済産業局長を選択し、「追加」ボタンをクリック

<提出先リスト>
A県

北海道経済産業局長
東北経済産業局長
関東経済産業局長
中部経済産業局長
近畿経済産業局長
中国経済産業局長
四国経済産業局長
九州経済産業局長
沖縄総合事務局長

<②提出先が複数ある場合>
●●経済産業局長(中略)総合事務局長・△△大臣(地方支分部局長)を入力し、「追加」ボタンをクリック
※経済産業省以外の事業所管官庁については [こちら](#) を参照

追加 取り除く



定期報告書作成支援ツール

基本情報入力 エネルギー-使用量入力 その他の情報入力 プレビュー **報告書出力**

提出前チェック
提出書類の出力

必要事項は全て入力されていますので、「定期報告書」の出力が可能です。

1. 提出先を選択してください。
 全提出先
 A県

※「その他の情報登録」で登録した提出先がリストになっています。
※提出先ごとにフォルダを作成します。提出先以外に同じ内容のものを作成されません。

2. 出力する定期報告書を選択してください。(上で指定した提出先フォルダの下に作成します)
 特定-第1表～第12表 (1ファイル出力されます)
指定-第1表～第10表 (事業所単位でファイルが出力されます)
 全事業所

A工場 未指定工場
 B工場 未指定工場
 C工場が指定工場

XMLファイルに出力 PDFファイルに出力 GSVファイルに出力

正確を期するため、XML形式での報告を推奨しています。 PDFファイルでの提出、PDFを印刷した表着印を押印して紙ベースの提出を受け付けています。 入力した情報を自社で再利用したい場合はこちらをお使いください。

保存用データの出力



様式第9(第17条関係)

—※受理年月日 | —
—※処理年月日 | —

定期報告書

A県 殿

平成 31 年 3 月 4 日

住所 東京都0000

法人名 ○○製鉄株式会社

法人番号 0000000000000

代表者の役職名 地方自治体用 印

代表者の氏名 地方自治体用

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第15条第1項の規定(法第19条の2第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり報告します。